

○ 財務省告示第 131 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 6 条第 11 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 9 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

財務大臣 鈴木 俊一

- |    |               |  |
|----|---------------|--|
| 1  | 名称及び記号        | 利付国庫債券（2 年）（第 458 回）   |
| 2  | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項   |
| 3  | 振替法の適用等       | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。   |
| 4  | 発行方法          | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行   |
| 5  | 発行額           | 額面金額で 2,083,450,000 円  |
| 6  | 払込金額          | 2,085,741,795 円  |
| 7  | 最低額面金額        | 50,000 円   |
| 8  | 振替単位          | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。  |
| 9  | 発行日           | 令和 6 年 4 月 9 日   |
| 10 | 発行価格          | 額面金額 100 円につき 100 円 11 銭   |
| 11 | 利率            | 年 0.2%   |
| 12 | 経過利子の払込み      | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 18 号に規定する期日に払い込むものとする。<br>$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{39}{365}$ |
| 13 | 初期利子          | 令和 6 年 9 月 1 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次  |

号及び第 15 号において規定する期日  
について同じ。 ) 。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

- |    |                |   |
|----|----------------|---|
| 14 | 第 2 期以後の利<br>子 | 毎年 3 月 1 日及び 9 月 1 日を支払期と<br>し、各支払期において、その日以前 6 月<br>間に属する利子を支払う。 |
| 15 | 償還期限           | 令和 8 年 3 月 1 日  |
| 16 | 償還金額           | 額面金額 100 円につき 100 円   |
| 17 | 元利金支払場所        | 日本銀行  |
| 18 | 払込期日           | 令和 6 年 4 月 9 日  |